

○運転免許事務処理要領の制定について

令和4年10月27日

道本運試第2573号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
運転免許事務の取扱いについては、これまで「運転免許事務処理要領の制定について」
(令3.3.26道本運試第4480号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところ
であるが、この度、代理人による手続を認める申請等に関する定めの整備等所要の見直
しを行い、新たに別添のとおり「運転免許事務処理要領」を定め、令和4年11月1日か
ら運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

運転免許事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、運転免許に関する事務処理について、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- 1 免許試験 法第97条に規定する運転免許に関する適性、学科及び技能試験をいう。
- 2 免許 法第84条に規定する運転免許（仮運転免許を除く。）をいう。
- 3 仮免許 法第87条に規定する仮運転免許をいう。
- 4 免許証 規則別記様式第14に規定する運転免許証をいう。
- 5 仮免許証 規則別記様式第15に規定する仮運転免許証をいう。
- 6 国外免許証 規則別記様式第22の7に規定する国外運転免許証をいう。
- 7 運転経歴証明書 規則別記様式第19の3の10に規定する運転経歴証明書をいう。
- 8 特定失効者 法第97条の2第1項第3号及び第4号に規定する者をいう。
- 9 申請用写真 規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真をいう。

第3 免許試験の手続

1 実施責任者等

免許試験は、免許試験業務を担当する警部（同相当職を含む。）の階級にある職員を試験実施責任者、警部補（同相当職を含む。）の階級にある職員を試験実施補助者として実施するものとする。

2 申請の受付

(1) 運転免許申請書等の確認

ア 運転免許申請書（規則別記様式第12。以下「免許申請書」という。）を受理する際は、本人確認を行うとともに、免許申請書の添付書類等により受験資格を確認するものとする。

イ 免許申請書及び質問票（規則第18条の2の2、第29条及び第29条の2で定める質問票をいう。以下同じ。）を点検し、記載内容に誤りがないことを確認するものとする。

ウ 免許申請書に規則第17条、第18条及び第18条の2で定める添付すべき書類及び申請用写真が添付され、提示すべき書類が提示されていることを確認するものとする。

エ 免許申請書には、前事項に定めるもののほか、必要に応じて、法第96条の2の

規定に該当する者であることを証明する書類、受験資格を疎明する書類等を添付又は提示させるものとする。

(2) 質問票及び報告書に関する留意事項

質問票に誤記等がある場合は次により措置するものとする。

ア 誤記等により訂正が必要と認めるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たに質問票を交付するなど、是正させた質問票を提出させるものとする。

なお、誤記等に係る質問票は、復元できない措置を講ずるものとする。

イ 申請者に誤記等に係る是正を求め、これに応じない場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により、以後の手続を打ち切るものとする。

ウ 申請手続を受理し、後日、誤記等が判明した場合は、当該申請者に報告書（規則第29条の2の4及び第37条の2で定める報告書をいう。以下同じ。）を提出させるものとする。

エ 質問票の提出は、免許申請書等を質問票の上に重ねて提出させる等の方法により記載内容が周囲から見られることがないようにプライバシーの保護に配慮するものとする。

オ 質問票及び報告書（カの事項において「質問票等」という。）を記載する場所は、目隠し板を設けるなど、プライバシーの保護に必要な措置を確実に講ずるものとする。

カ 質問票等は、受理した日の属する年の翌年から9年間保存するものとする。ただし、記載から3年が経過した質問票等のうち、当該質問票等を記載した者が新たに質問票等を提出した場合は、この限りでない。

3 実施要領等

(1) 適性試験

別表1のとおりとする。

(2) 学科試験

ア 学科試験で使用する問題は、第一種免許（小型特殊免許（以下「小特免許」という。）及び原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）を除く。以下同じ。）第二種免許、小特免許、原付免許及び仮免許の区分ごとに作成するものとする。

イ 学科試験で使用する問題用紙は、施錠できるロッカー等に保管するものとする。

ウ 学科試験（運転免許試験場で実施する学科試験に限る。）で使用する問題の指定は、毎月末に翌月分について行うものとする。

エ 指定自動車教習所に対する仮免許に係る学科試験問題の指定については、警察本部運転免許試験課が行うものとする。

(3) 技能試験

ア 技能試験官、試験回路及び試験車両の指定は、試験当日に運転免許試験場長（運転免許試験場長が不在のときは試験実施責任者。4の(2)の事項及び(4)の事項にお

いて同じ。)が行うものとする。

イ 試験（大型特殊自動車及び牽引自動車に係る第一種及び第二種免許試験並びに自動二輪車に係る免許試験を除く。）を行う際は、次に受験する者（以下「次番者」という。）等を後部座席等に同乗させて行うものとする。

なお、受験者が1名であるなどの理由により、次番者の同乗が困難である場合は、次番者の代わりに職員等が同乗する方法のほか、受験者の動静や技能試験官の採点状況等の映像及び音声を、ドライブレコーダー、車内カメラ等に録音・録画する方法（一定期間保存され、当該技能試験後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。以下「録音・録画方法」という。）としても差し支えないものとするが、録音・録画方法とした場合の当該技能試験状況を録音・録画したデータ（以下「映像記録等」という。）については、事後の検証が可能となるように一定期間保存するものとする。ただし、当該技能試験の担当技能試験官及び受験者以外の者が、技能試験終了後直ちに映像記録等を技能試験の開始から終了までを早送り等することなく通して確認し、問題が認められなかったことを、確認者、確認日時等とともに記録する場合はこの限りでない。

ウ 映像記録等の管理要領等については、別に定める。

4 免許試験実施日の指定等

免許試験は、原則として、全ての試験を同一日に行うものとする。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、一部の試験を別日に行うことができるものとする。

- (1) 悪天候や試験車両の故障等、試験に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 受験者の健康上の理由等により、運転免許試験場長が受験できないと判断した場合
- (3) 社会の慣習上又は業務の遂行上、やむ得ない緊急の用務が生じている場合
- (4) (1)の事項から(3)の事項までのほか運転免許試験場長が別日に実施する必要があると認めた場合

5 免許試験結果の発表等

- (1) 合格発表は、運転免許合格発表装置等、合格者の受験番号を表示する方法により行うものとする。
- (2) 受験者本人から、同人に係る学科試験又は技能試験の得点について開示の請求があったときは、得点のみを開示するものとする。

6 免許試験の免除

(1) 特定失効者に係る一部免除

ア 申請を受理したときは、特定失効者として試験の一部免除を受けることができる者であるか確認するものとする。

イ 申請者に令第33条の6の2で定める免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由がある場合は、その理由を証明する書類の提出を受けるものとする。

ウ 特定失効者に係る適性試験は、3の(1)の事項に準じて行うものとする。

(2) 特定取消処分者に係る一部免除

ア 申請を受理したときは、法第97条の2第1項第5号で定める特定取消処分者(以下「特定取消処分者」という。)として、試験の一部免除を受けることができる者であるか確認するものとする。

イ 特定取消処分者に係る適性試験は、3の(1)の事項に準じて行うものとする。

(3) 外国免許保有者に係る一部免除

法97条の2第3項及び令第34条の4で規定する外国運転免許証を有している者に対する免許試験の一部免除の取扱いは、次により行うものとする。

ア 確認の順序

令第34条の4に規定する確認は、次の順に行うものとする。

(ア) 自動車等の運転に関する経歴に関する質問

(イ) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問

(ウ) 自動車等の運転に関する実技

イ 確認方法

(ア) 自動車等の運転に関する経歴に関する質問

本邦の免許を受けていたことの有無等、申請者の自動車等の運転に関する経歴について質問を行うものとする。

(イ) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問

法令で定める道路の交通の方法等について、外国語による質問文を付した絵図面等を用いて質問を行うものとする。

(ウ) 自動車等の運転に関する実技

(イ)の事項の質問において、70パーセント以上の成績を収めた者に対し、試験場のコースにおいて自動車等の運転に関する実技に係る確認を行うものとする。

(エ) 試験の免除

運転に関する実技において、70パーセント以上の成績を収めた者には、技能試験及び学科試験を免除するものとする。

ウ 留意事項

自動車等の運転に関する実技の結果において、70パーセント未満の成績であった者が再度申請した場合における自動車等の運転について必要な知識に関する質問は、前回の質問を行った日から6月間は、これを免除するものとする。

第4 免許証の交付等

1 電磁的方法による記録

免許証(仮免許証を除く。2の事項及び3の事項において同じ。)を作成する際は、法第93条の2の規定に基づき、免許証に記載される事項等を当該免許証に電磁的方法により記録するものとする。

2 暗証番号の設定

(1) 設定方法

免許証の交付を受けようとする者には、原則として、数字4桁の異なる暗証番号を2つ設定させるものとする。この場合において、申請者が設定を拒否したときは、申請書等にその旨を明らかにしておくものとする。

(2) 暗証番号を失念した者への対応

暗証番号に係る照会は、申請者の住所地にかかわらず I C 運転免許証追記装置が設置された警察署又は運転免許試験場若しくは優良運転者免許更新センターで受理及び回答するものとする。

3 免許証の色分けによる区分等

免許証の有効期間欄の色は、次の各事項に掲げる区分に従い、当該各事項に定める色とするものとする。

(1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者 金色

(2) 新規に免許を取得する者（法第97条の2第1項第3号及び第5号の規定により免許の試験の一部免除によって免許を取得する者並びに現に免許を有する者で新たに他の種類の免許を取得する者を除く。） 黄緑色（若草色）

(3) (1)及び(2)の事項以外の者 薄青色

4 免許証の交付

(1) 現に免許証を有する者に対して、新たに免許証を交付する場合は、申請に際して提出した免許証（以下「旧免許証」という。）と引換えに交付するものとする。ただし、併記（現に受けている免許に加え、当該免許と異なる種類の免許を受けることをいう。以下同じ。）及び再交付の申請の場合を除き、当該申請者が旧免許証の受領を希望する場合は、これを交付することができるものとする。

(2) 前事項において、旧免許証を申請者に交付する場合は、当該免許証にさん孔措置を講ずるとともに、必要に応じて、旧免許証の裏面に交付年月日等を記載するものとする。

5 免許証の再作成

免許証の再作成は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 法第93条に規定する記載事項変更届の内容が生年月日である場合

(2) 免許証の備考欄に変更内容を記載できない場合

(3) (1)の事項及び(2)の事項のほか警察本部運転免許試験課長、方面本部の交通課長、運転免許試験場長又は優良運転者免許更新センター所長が再作成する必要があると認めた場合

第5 免許証の更新等の手続

1 免許証の更新

(1) 更新申請の受理

ア 更新申請の受理に当たっては、運転免許証更新申請書（規則別記様式第18。以下「更新申請書」という。）、質問票、免許証及び規則第17条第2項に規定する必要書類等を点検し、更新該当者（法第101条、法第101条の2又は法第101条の

2の2に規定する事項に該当する者をいう。)であることを確認するものとする。

イ 運転免許証更新連絡書(以下「連絡書」という。)の提示のない者に係る更新時講習の受講区分は、運転者管理システムの免許・不適格事実照会又はほくとネットの道内免許証記載事項照会業務により確認するものとする。

ウ 更新申請者が、法第100条の2に規定する再試験(以下「再試験」という。)の対象者である場合は、再試験後に更新申請するよう指導するものとする。この場合において、同対象者が更新手続を希望する場合は、これを拒否できないことに留意するものとする。

(2) 経由更新申請の受理

ア 経由更新(法第101条の2の2に規定する更新の特例で、免許証の更新をする者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下「経由地公安委員会」という。)を経由して行う免許証の更新をいう。以下同じ。)の申請者は、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 経由更新が可能である旨が記載された連絡書を提示した者(経由更新が可能であることを確認できた場合を含む。)

(イ) 申請時に、免許証の記載事項変更の届出及び再交付申請を行わない者

イ 申請者が提出した経由更新に必要な書類は、点検後、適性検査結果通知書(規則別記様式第18の4)を添えて、受理日からおおむね1週間以内に住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

なお、申請者が、郵送により免許証の交付を希望している場合は、当該送付書にその旨を記載するものとする。

ウ 住所地を管轄する公安委員会及び経由地公安委員会が共に北海道内の公安委員会である場合の更新手数料は、経由地公安委員会において処理するものとする。

エ 申請者が経由地公安委員会で法第108条の2第1項第11号に規定する優良運転者講習の受講を希望する場合は、経由更新の申請をした運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターで当該講習を受講させ、受講後に、申請者に対して、当該講習が受講済みである旨を記載した書面(以下「終了証明書等」という。)を交付するものとする。

オ 申請者が、前事項の講習が免除される講習を受講している場合は、終了証明書等の提出を受け、イの事項の書類とともに、住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

(3) 質問票確認時の留意事項

第3の2の(2)の事項は、更新申請及び経由更新申請を受理する場合の質問票確認時の留意事項について準用するものとする。

(4) 適性検査

第3の3の(1)の事項は、更新申請受理時に行う適性検査について準用するものとする。

(5) 免許証の措置

- ア 旧免許証には、必要に応じて、さん孔等の措置を講ずるものとする。
- イ 即日交付以外の更新申請を受理した場合は、当該免許証の裏面に更新手続中である旨を明らかにしておくとともに、申請者に対し更新時講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
- ウ 前事項により、更新時講習を終了した者に対しては、当該免許証の裏面に受講済みである旨を明らかにしておくものとする。

(6) 免許証の交付手続

- ア 免許証を交付する際は、更新時に受講が定められている講習の受講の有無を確認した上で、別に定める更新申請処理簿に交付した職員が交付月日及び当該職員の氏名を記載（更新申請の日と同一日に免許証を交付する場合を除く。）し、交付の状況を明らかにしておくものとする。
- イ 郵送により免許証を交付する場合は、あらかじめ郵送業務を行う団体等に免許証を交付した上で、更新申請処理簿にその旨を記載しておくものとする。

2 免許証の記載事項変更

(1) 申請書類の確認等

- ア 記載事項変更届（以下「変更届」という。）を受理する際は、運転免許証記載変更届（規則別記様式16。以下「届出書」という。）を提出させるとともに、規則第20条に規定する必要書類を添付又は提示させるものとする。
- イ 氏名の変更は、同規則の規定によらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の規定により、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）で手続を行うことができることから、届出者から住民票の写しの添付に代えての提示がなされた場合には、当該個人番号カードによって本人確認を行い、住民票の写しの添付を求めないものとする。この場合において、職員が個人番号カードを見ながら個人番号カードに記載されている新氏名を届出書の空欄部分に書き写し、届出者が記載した氏名と一致することを確認後、個人番号カードをコピーをすることなく届出者に返却するものとする。
- ウ 同一戸籍に係る複数の者が、同一窓口において同時に氏名又は本籍の変更届を提出する場合は、いずれか一人の住民票の写し（申請者全員の氏名が記載されているものに限る。）をもって、当該複数人の申請を受理することができるものとする。

(2) 受理時の措置

- ア 変更届を受理した際は、免許証の備考欄に変更年月日及び変更内容を記載するとともに、北海道公安委員会（各方面公安委員会にあっては、当該方面公安委員

会)の公印規程で定める専用公印(以下「専用公印」という。)を押印するものとする。

イ 前事項の措置(仮免許証の記載事項変更を除く。)を講じたときは、当該変更届に係る第4の1の事項の電磁的記録を変更するものとする。ただし、交番又は駐在所で変更届を受理した場合は、電磁的記録を行う装置がないので、申請者に電磁的記録が可能な場所を教示した上で、速やかに変更の記録を受けるよう説明するものとする。

3 免許証の再交付

(1) 再交付申請の受理

ア 再交付の申請を受理した場合は、運転免許証再交付申請書(規則別記様式第17)、規則第21条第3項に規定する書面及び申請用写真を提出させること。

なお、同項第1号に規定する免許証を亡失し、又は滅失した場合の書面については、運転免許証紛失等てん末書(別記様式。以下「てん末書」という。)を提出させるものとする。ただし、申請者が亡失等に係る証明書等を提出したときは、てん末書の提出を要しないものとする。

イ 申請者に本人確認書類の提示を求め、面接を実施した上で、本人であることを確認するものとする。

また、申請者による免許の不正取得を防止するため、亡失等の状況について確認するものとする。

(2) 免許証作成時の措置

再交付の申請(仮免許証の再交付申請を除く。)に際し、申請者から旧免許証の提出がない場合における当該申請に係る免許証の番号は、その末尾の番号を繰り上げて作成するものとする。

(3) 再交付申請の処理

再交付の申請により交付する免許証の備考欄には、再交付の年月日及び再交付した旨を記載するものとする。この場合において、再交付申請により交付する免許証が仮免許証であるときは、再交付の年月日及び再交付した旨を記載した上で、専用公印を押印するものとする。

第6 限定解除審査及び技能検査

1 限定解除審査(規則第18条の5に規定する限定解除審査をいう。以下同じ。)及び技能検査(法第89条第3項に規定する検査をいう。以下同じ。)は、それぞれ限定解除審査申請書(規則別記様式第13の5)、運転免許条件申請書(規則別記様式第13の6)又は技能検査申請書(規則別記様式第13)を提出させ、技能試験に準じて行うものとする。

2 申請者が限定解除審査に合格した場合は、免許証の備考欄に合格年月日及び限定解除の内容を記載し、専用公印を押印するものとする。

3 前事項の措置を講じたときは、当該限定解除に係る第4の1の事項の電磁的記録を

変更するものとする。

- 4 技能検査の合格者から、検査合格証明書（規則別記様式第13の2）の再交付申請があった場合は、当該申請者が技能検査に合格していることを確認した上で、再交付することができるものとする。

第7 免許証の返納

1 失効免許証等の返納

免許証の交付を受けている者（次事項において「被交付者」という。）から、法第107条第1項第2号又は第3号に基づき、失効した免許証又は免許証の再交付を受けた後において亡失又は回復した免許証の返納があった場合は、失効又は再交付の事実を確認した上で受理するものとする。この場合において、やむを得ない事情があると認めるときは代理人による返納を受理するものとする。

2 死亡を理由とする返納

被交付者の家族等から、被交付者に係る免許証の返納（前事項の返納を除く。）があった場合は、家族等を被交付者の代理人と認め、死亡事実が明らかとなるものを確認した上で受理するものとする。

- 3 1（再交付を除く。）及び2の事項において返納手続をした者又は法第104条の4第1項に基づく申請による取消し（受けている免許の全てを取り消す場合（以下「全部取消し」という。）に限る。）をした者が免許証の受領を希望するときは、当該免許証にさん孔措置を講じ、当該免許証の裏面に返納の届出があった旨を記載した上で、交付することができるものとする。

第8 代理人による申請等

第7の事項のほか、次に掲げる申請等については、代理人による手続を認めるものとする。

- 1 免許証、仮免許証及び運転経歴証明書の記載事項変更の届出
- 2 免許の取消し（全部取消しに限る。）の申請
- 3 運転経歴証明書の交付申請
- 4 国外免許証の交付申請
- 5 指定自動車教習所による仮免許の申請
- 6 免許証（更新及び再交付申請に限る。）、仮免許証、国外免許証及び運転経歴証明書の受領
- 7 免許の取消し（全部取消しに限る。）に係る取消通知書の受領

第9 免許申請等における申請処理簿の作成

免許申請、更新申請、再交付申請、記載事項変更届等の各種申請の受付状況は、別に定める申請処理簿により明らかにしておくものとする。

第10 新規運転免許証交付時講習

1 講習の対象者

免許試験（再試験を除く。）に合格した者（特定失効者又は併記申請者（原付免許

及び小特免許以外の免許を有する者に限る。)を除く。)を対象に、新規運転免許証交付時講習を実施するものとする。

2 実施要領等

別表2のとおりとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、運転免許に関する事務処理の運用に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

別表1 (第3の3の(1)の事項関係)

適性試験実施要領

検査項目	測定機材等	測定方法	合格基準
視力	万国式視力表又はこれと同等の性能を持つ測定機材を使用するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 万国式視力表を使用する場合は、視力表と被検者との距離を5メートル、照度は視標上をおおむね300ルクスから500ルクスとし、室内の照度はそれ以下とする。 視力を矯正して合格基準に達した者の測定は、矯正した状態で測定する。 	免許の種類に応じた合格基準の指標を、片眼及び両眼それぞれおおむね2回以上示し、その過半回数を正答した者を合格とする。
色彩別能力	万国式視力表と同等の性能を持つ測定機材又は三原色の色紙を使用するものとする。		赤色、青色及び黄色を見分けることができれば合格とする。
深視力	三桿法の奥行知覚検査器を使用するものとする。	視力検査を矯正して合格基準に達した者は、矯正した状態で検査すること。	
聴力	道路運送車両法の保安基準に適合した普通自動車（法第3条に規定する普通自動車をいう。）の警音器を使用するものとする。	試験コース等屋外において、普通自動車から被検者を10メートル先に後ろ向きに立たせた後、警音器の長短音を組み合わせる5回以上吹鳴すること。	過半数以上聞こえた者を合格とする。
運動能力		原則として、受験者の歩行状況等から判定するものとする。ただし、安全な運転に必要な四肢又は体幹に何らかの障害が認められる場合は、運転シミュレーター等の機材又は自動車等を操作させる方法により行うものとする。	

別表2（第10の2の事項関係）

新規運転免許証交付時講習実施要領

項目	内 容
実施場所	運転免許試験場、警察署その他の施設
実施時間	おおむね30分間
実施者	運転免許試験場長又は運転免許試験場長が指定した者（運転免許試験場以外の場所で実施する場合は、当該場所を管轄する警察署の職員等に行わせることができる。）
講習内容	<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許制度・ 初心運転者期間制度・ 運転者の社会的責任・ 交通事故の実態 等
留意事項	講習の受講は任意であり、免許証の交付要件ではないことに留意すること。

別記様式（第5の3の(1)のアの事項関係）

<p style="text-align: center;">運転免許証紛失等てん末書</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 殿 年 月 日</p>			
住所			電話番号
氏名			生年月日
勤務先	住所 ----- 名称		
紛失等の日時	年 月 日	時 分頃から	年 月 日 時 分頃までの間
紛失等の場所・区間			
紛失等の 運転免許証	交付公安委員会	公安委員会	
	交付年月日	年 月 日	交付
	免許の種類		
紛失等の状況			
紛失等の届出状況	届出の有無	届出年月日	届出先（警察署など）
	有 無	年 月 日	
紛失等の届出状況			
過去の交通違反・事故歴	最終違反名（ 事 故（	） 違反日（ ） 事故日（	年 月 日） 年 月 日）
再交付回数 (過去1年)	なし	1回	2回 3回以上
<p>注意事項</p> <p>1 不正に免許証の再交付を受けた場合は処罰されます。</p> <p>2 再交付を受けた後に旧免許証を発見し、これを返納しないときは処罰されます。</p>			

注 規格は、A列4番縦長とする。